

土地所有者の皆様へ

あなたの土地が 狙われていきます!!



不法投棄された
場合は土地所有者の
責任になります。

土地所有者の責任を 記載しました。

土地の賃貸借等
には十分な注意が
必要です。



自分の土地だから
いいと思って
いませんか？

廃棄物等についてのお問い合わせ、不法投棄等の情報は
『**千葉県環境局資源循環部産業廃棄物指導課**』へ

TEL:043-245-5684 FAX:043-245-5689

❶ 不法投棄された場合は土地所有者の責任になります。

空き地を管理・所有する者は廃棄物が捨てられないように土地を管理し、廃棄物が捨てられたときは自らの責任で処理しなければならないと市の条例で定められています。[千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 第40条]

実例

- ❑ 久しぶりに所有地を訪れたら廃棄物が大量に捨てられていた。市役所に状況を確認してもらったが、土地管理者の責任ということで廃棄物は撤去してもらえなかった。
しかしごみの中から関係者の名前が見つかり、それをもとに市役所に調査してもらったところ行為者を特定できた。廃棄物は撤去されたが、もし行為者が見つからなければ自分で処理しなきゃならないとは知らなかった。

❷ 土地の賃貸借等には十分な注意が必要です。

賃貸契約するときは、相手方や内容を十分理解しましょう。また契約後も使用状況を自ら確認し、問題のあるときは対策をとりましょう。

実例

- ❑ 資材置場として使いたいからと、土地を貸したところ産業廃棄物が搬入されるようになった。少しのあいだ保管するだけという相手の言葉にだまされて、気づいたときには巨大なゴミの山になっていた。
- ❑ 格安で土地の造成をしますといわれてまかせてみたら、良土を掘り返し、改良と称して悪質な土砂を大量に投棄されたあげく、良い土はほとんど持っていかれてしまった。飲料水として井戸を使っているのに、汚染されないか心配だ。
- ❑ 倉庫を貸したところドラム缶を搬入し始めた。異臭がすると周囲からの苦情があり確認したところ、倉庫内にはドラム缶に詰まった硫酸ピッチが大量に保管されていた。しかも業者には逃げられてしまって、連絡が取れなくなっていた。

❸ 自分の土地だからいいと思っていないませんか？

自分の土地だからといって、むやみに廃棄物を持ち込んだり、埋立処分を行うことは不法投棄に該当します。またコンクリートがれき等での埋立ても禁止されています。

実例

- ❑ 仕事で廃棄物が大量に出るときがある。少しのあいだ資材置場で保管することとした。しばらくしてまた廃棄物が大量に出たので、さらに資材置場に保管することとした。そんなことを繰り返しているうちにゴミが巨大な山になってしまった。
- ❑ 窪んで、地盤のゆるい土地があったので、基礎作りをすることにした。しかし土台として地面にコンクリートがれきを敷き詰めたところ、市役所に厳重に注意された。そこでがれきを取り除き、土砂で埋立てたところ、届出が必要とのことでふたたび注意を受けた。

土地所有者が廃棄物の埋立行為等に関与、黙認していると...

罰則が適用される場合や、原状回復のための命令（措置命令）の対象となることもあります。

廃棄物の不法投棄を行った者は...

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(産業廃棄物に係る法人の場合は1億円以下)、又はこれを併科